

支え愛活動推進委員会要綱

制定	平成16年	3月	3日	要綱第96号
改正	平成18年	12月	21日	要綱第152号
改正	平成21年	3月	31日	要綱第185号
改正	平成27年	4月	1日	要綱第222号
改正	平成27年	5月	29日	要綱第445号
改正	平成28年	3月	31日	要綱第133号
改正	平成29年	3月	30日	要綱第47号
改正	平成29年	3月	30日	要綱第48号

(設置)

第1条 「品川区地域福祉計画」のもと、区民の地域福祉活動の推進を行う、支え愛活動推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 品川区地域福祉計画に基づき実施している、支え愛活動の実施状況の把握と評価に関すること。
- (2) 活動の推進における関係機関および団体等の連携と調整に関すること。
- (3) 品川区生活支援体制整備事業実施要綱に基づき第1層協議体として実施している、介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する事業における情報の共有・連携強化に関すること。

(組織)

第3条 委員は35名以内とし、次の各号に掲げる者の中から区長が委嘱する。

- (1) 支え愛活動会議代表
- (2) 民生・児童委員
- (3) 地域団体関係者
- (4) 福祉団体関係者
- (5) ボランティア関係者
- (6) 福祉施設関係者
- (7) 商工関係者
- (8) 学校・PTA関係者
- (9) シルバー人材センター関係者
- (10) 統括生活支援コーディネーター
- (11) その他区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1名および副委員長1名を置く。

- 2 委員長および副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(謝礼金)

第6条 委員会に出席した委員に、1回につき5,000円の謝礼金を支払う。

(招集)

第7条 委員会は委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興部地域活動課、福祉部福祉計画課が共管して処理する。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。